

## CFP®資格標準テキスト（2025-2026年版）リスクと保険

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

### ・P19 第1章 保険契約と関連する法律等 第3節 保険法

(誤)「保険法」において、保険料不可分の原則を採用したことを前提とする規定は設けておらず、同原則の採否は個々の保険契約に委ねるものとしている。年払・半年払の保険契約において、保険法では未経過分に相当する返還金の返還を要する旨の規定はない。したがって、未経過保険料の返還は約款の定めによる。

(正)「保険法」の施行により、2010年4月以降の契約で、保険料の払込方法が年払・半年払等の場合、解約などで保険契約が消滅したときや、保険料の払い込みが免除されたときには、未経過保険料相当額が返還される。ただし、無・低解約返戻金型の商品等、返還されない商品もある。

### ・P216 第14章 損害保険と税金 第2節 雜損控除と災害減免法 1. 雜損控除

#### (1) 雜損控除の対象となる資産

(誤) ① 所有者が納税者本人、または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族（総所得金額等48万円以下）が所有する資産

(正) ① 所有者が納税者本人、または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族（総所得金額等58万円以下）が所有する資産

### ・P217 第14章 損害保険と税金 第2節 雜損控除と災害減免法 2. 災害減免法 上から3行目

(誤)（総所得金額等が48万円以下）

(正)（総所得金額等が58万円以下）